

平成30年度

事務事業評価表 A (平成29年度の実績評価)

記入年月日
平成 30 年 4 月 19 日

Table with columns for 事務事業名, 事業区分, 担当, 政策体系, 予算科目, 法令根拠. Includes details for '住民監査請求事務' and '健全な財政運営の推進'.

(Do) 1. 事務事業の現状把握 (その1)

Table with 2 columns: ①事務事業の概要 (事務事業の全体像) and ②担当が行う業務の内容・やり方・手順. Includes a detailed description of the resident request process.

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

Table with 5 columns for years (28-32) and rows for ①手段, ②対象, ③意図. Includes metrics like '住民監査請求件数' and '事務事業数'.

(3) 投入量 (事業費) の推移

Table showing cost breakdown by source (国庫支出金, 県支出金, etc.) and personnel costs (正規職員, 非常勤) for 28, 29, and 30 years.

Table for '事業費の内訳' (Breakdown of business costs) with columns for 29年度実績 and 30年度予算, and rows for various cost categories.

(4) 当該年度の実施内容

Table for '実施内容' (Implementation content) with columns for 30, 31, and 32 years. Includes a list of main activities like '市長マニフェスト'.

事務事業名	住民監査請求事務	事務事業No.	60503000740	所属課	総務課
-------	----------	---------	-------------	-----	-----

【Do】 1. 事務事業の現状把握(その2)

(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか? 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか? 地方自治法第242条に規定されており、住民監査請求は突発的なものであるため、毎年必ず請求があるとは限らない。年度ごとに請求件数が極端に違っている。 (過去の住民監査請求件数: 平成19年度 4件、平成22年度 8件、平成23年度以降 0件)
(6) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者)からどんな意見や要望が寄せられているか? 合併前に比べ市民の目は一層厳しくなっており、住民監査請求の件数は増加している。請求者から外部監査制度を導入して欲しいとの要望がある。
(7) 前回の事務事業評価に対する改革・改善の具体的内容 現状維持

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評価項目	
目的 妥当性	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか? 意図することが結果に結びついているか?) 結びついている 住民監査請求を行うことにより、市長や市の職員等による違法又は不当な公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為等がなくなることは、健全な財政運営が行われていくことから結び付いている。
	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?) (法定受託事業はその名称) 妥当である 地方自治法第242条で定められているとおり、市に請求があった場合は、市が対応しなければならないので妥当である。
有効性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?) 向上余地がない 請求に対し、要件を備えている場合はすべて対応していることから、向上の余地はない。
	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?) 影響有 地方自治法第242条で定められていることから、廃止休止はできない。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか? (市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合)⇒具体的な手段、事務事業名 余地がない 他に手段はない。
効率性	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか?やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか?) 削減余地がない 事業費はないので削減はできない。
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?) 公正・公平である 請求に対し、要件を備えている場合はすべて対応しているので公平・公正である。また、請求に対し、法令上負担金はとらない。

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ②有効性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ③効率性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ④公平性 ■ 適切 □ 見直し余地あり	(2) 全体総括(振り返り、反省点) 結果次第では請求者が結果を不服とし、住民訴訟となる場合もある。裁判になると2~3年(それ以上)の期間を要するばかりか、担当課職員の負担や、裁判費用など金銭面の負担が増える。よって監査委員の適正な判断が求められる。 以前と比べて市民の目は一層厳しくなっており、市民に信頼される行政運営を行うよう、適確な指摘・指導が求められる。
(3) 今後の事業の方向性 □ 終了 ■ 継続 □ 改革改善を行う □ 廃止 □ 休止 □ 現状維持 (複数回答可) □ 目的の再設定 □ 効率性の改善 □ 有効性の改善 □ 公平性の改善 □ 統廃合ができる □ 連携ができる	(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) 成果 向上 維持 低下 コスト 削減 維持 増加
(5) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策	
(6) 事務事業優先度評価結果 成果優先度評価結果 コスト削減優先度評価結果	

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価 課長確認後の評価 A A:継続(現状維持) C:終了、廃止、休止 B:継続(改革改善を行う) D:2次評価へ提出	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合) 確認欄
--	---